

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年（行ウ）第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件

令和5年（行ウ）第480号 国家賠償請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 法務大臣）

準備書面 (10)

令和8年3月5日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人 川 勝 庸 史

洞 田 亮

金 田 充 弘

奥 原 大 夢

小 山 舞



被告は、本準備書面において、令和8年1月27日に実施された証人高田恵利子（以下「高田証人」という。）に対する尋問の結果（以下、当該尋問結果に係る調書を「証人調書」という。）及び原告本人に対する尋問の結果（以下、当該尋問結果に係る調書を「本人調書」という。）を踏まえ、本件各処分当時の原告の日本語能力について、従前の主張を整理及び補充する。

略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 原告は、本件各処分当時において、帰化の条件として求められる日本語能力の水準を満たしておらず、当該各処分に係る法務大臣の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があるとはいえないこと

1 はじめに

(1) 被告準備書面(5)第4の1(2)及び(3)(8ないし10ページ)等で述べたとおり、帰化許可申請に対して許可を与えるかどうかは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられており、しかも、その考慮要素に制約はないところ、我が国の国家共同体の一員とすることが適当かどうかという観点から帰化の許否について判断するに当たり、国籍法5条1項各号の条件を満たす者について、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していることなど、日本社会に融和していることを更に考慮することに合理性があることは明らかであり、難民認定を受けた者であっても、我が国の国家共同体の一員となることを希望する以上、帰化許可申請についての審査の過程において、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有することを確認する必要があることに十分な合理性があることもまた明らかであるというべきである。

(2) そして、帰化許可申請者が日常生活に支障のない程度の日本語能力を有しているか否かの判断は、当該申請者自身の主観によるべきではなく、会話、文字の読み書き、文章の理解力及び表現力等を客観的かつ総合的に考慮することが必要であり、帰化許可申請の審査の過程においては、各法務局及び地

方法務局が小学校低学年の児童が使用する教科書等を参考にして作成し、実施している日本語能力試験（平仮名及び片仮名の読み書きができるか否か並びに文章の理解力及び表現力があるか否かを問うもの）の結果によって確認するなどしているところ、原告は、初回及び再度の帰化許可申請についての審査の過程において、日本語能力試験を4回受験したものの、その結果は水準に達しておらず、基本的な平仮名や片仮名の読み書きが十分にできていない、すなわち、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していないと判断されたものである（なお、初回の帰化許可申請については、被告準備書面(4)第4の2（6ないし9ページ）及び被告準備書面(5)第3（5ないし7ページ）等で述べたとおり、原告は国籍法5条1項1号所定の居住要件も満たしていないと判断されている。）。

(3) これに対し、原告は、被告が帰化のために必要であると主張する日本語要件を原告が本件各処分当時に備えていた旨主張するが、以下のとおり、高田証人及び原告本人の尋問の結果を踏まえても、上記主張には理由がない。

2 原告の日本語の学習状況及び社会生活における日本語の使用状況に係る事情から、原告が本件各処分当時に日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたと認めることはできないこと

原告は、①本件各処分時まで、カトリック東京国際センター（以下「CTIC」という。）が主催する日本語クラス（平成26年1月21日から同年4月24日まで）、IECC日本語学校（平成27年7月から同年10月まで）、公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）が提供する定住支援プログラム（平成28年4月4日から平成29年3月27日まで）を修了し、約800時間を超える日本語学習を行ってきたほか、② [redacted] におけるアルバイト（平成29年4月から令和3年夏頃まで）、[redacted] [redacted]でのティーチングアシスタントやリサーチアシスタント（平成28年から同大学院での博士課程を修了するまで）、学校やロータリークラ

プでの日本語での講演、その他引越しに際しての賃貸借契約の手續及び役所での手續、近所付き合い、買い物等で日本語を使用していると主張するとともにこれと同旨の供述をし(原告準備書面(4)第4の3(2)・31ないし34ページ、甲73、本人調書・1ないし8ページ)、これらの事情によって、原告が本件各処分当時において日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたことを明らかにしようとするものと解される。

しかし、前記1で述べたとおり、帰化許可申請をする者は、その審査においても日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していると客観的に判断される必要があり、以下のとおり、原告が主張する自身の日本語の学習状況やアルバイト採用実績等の社会生活における日本語の使用状況等の事情をもって、帰化の条件として求められる日本語能力と同等の能力を有するとの確に判断することは困難であるし、個々の事情についてみても、本件各処分当時において、原告が日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたと認めることはできない。

(1) 日本語の学習状況に係る事情について

ア 原告は、自身の学習状況に係る前記①の主張に関連して、「定住支援プログラムでは、実施期間中に日本語能力について、自己評価を行い、日本語講師からも評価・コメントを受ける機会が2回あります。私は、2016年10月9日に、日本語講師から「コミュニケーションの力がありますので、上手に話を続けることができます。書くことにも力を入れましょう。」との評価・コメントを受け、日本語で会話する能力があることを評価されました。同プログラムの修了時に作成し、卒業文集に掲載されているもの(引用者注：甲33)も、証拠で提出しています」と陳述する(甲73・6ページ)。

イ 前提として、定住支援プログラムにおける日本語教育により日常生活に支障のない程度の日本語能力を習得できるかどうかは受講者によるのであ

り、これを受講したからといって日常生活に支障のない程度の日本語能力を習得できたといえるものではない（被告準備書面(8)第2の4(2)ウ・15ないし17ページ）。

ここで、原告が上記陳述中の自身の日本語能力の評価の裏付けとして提出する甲第32号証は、定住支援プログラムにおける平成28年4月4日、同年10月9日及び平成29年3月23日の各段階での同プログラムの日本語講師が、原告の日本語能力について、「ひとりではなす」、「ふたりではなす」、「きいてわかる」、「よんでわかる」、「さくぶん」及び「もじをかく」の6項目についてそれぞれ10段階で評価した内容とともに、平成28年10月9日及び平成29年3月23日の評価時点での当該日本語講師によるコメントが記載されている。

しかし、それぞれの項目についてどの程度の能力があれば10段階の10という評価が付けられるのか、その評価基準が明らかでなく、自己評価（原告準備書面(4)第4の3(2)ウ(イ)・32ページ参照）又は担当した日本語講師の主観によるものである可能性や難民支援のため教育的配慮から高評価をつけている可能性も排斥できず、客観的に日本語能力を判定できる評価とはいえない。日本語講師によるコメントについても、上記陳述で取り上げたものや「会話はなめらかで上手です。小さいミスもあります。」という評価をみても、「コミュニケーションの力」という日本語能力と必ずしも同一視することができない能力も評価しているだけでなく、コメント自体も簡易なものにとどまり、「上手」という評価がどの程度の日本語能力に対して与えられる評価なのか、その評価基準が明らかでなく、当該日本語講師が主観に基づきこれまで担当した他の受講者との相対評価で上手かどうかという簡易な評価をしたにすぎない可能性も排斥できず、客観的に日本語能力を判定できる評価とはいえない。

それをおくとしても、各段階における当該評価をみると、文字の筆記力

については、10段階中の4、5、5と推移したというものであり、約1年経っても向上がほとんどみられず、日本語講師からも、文字ないし文章の筆記力については更なる学習を促す旨のコメントがされている。この点については、原告も、当該チャートにおける文字の筆記力の評価の上昇がほとんどみられないことについて、「はい」と認めているところである（本人調書・21ページ）。

また、原告作成の作文（甲33）の作成状況については、「最初は自分のこと、自分のことに入れて、書いて、先生に出して、先生が、間違えてるところが、これがこれです、これですって言って行って、その後は、もう、ちゃんとに、書きました」と供述し、原告自身のみで書き上げたものではなく、定住支援プログラムの日本語講師に誤りの指摘を受け、修正しながら作成したものであると認めているところである（本人調書・17ページ）。そうすると、上記作文（甲33）は、原告の日本語能力を反映したものとはいえない。

なお、原告のプリント学習における解答及びこれに対する評点（甲31）については、被告準備書面（5）第4の2（2）（10ないし12ページ）で述べたとおり、当該学習の実施状況が判然としないから、これをもって原告の筆記能力を的確に認定することはできないというべきである。

ウ 前記イの諸点に照らすと、前記アの原告の陳述に係る本件各処分時までの日本語の学習状況をもって本件各処分当時における原告の日本語能力を客観的に推し量ることはできないというべきであり、その学習状況を前提としても、原告が本件各処分当時において日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたと推認することはできないというべきである。

(2) 原告の社会生活における日本語の使用状況について

ア 原告は、自身の社会生活における日本語の使用状況について、前記②のとおり主張し、自身が3度目の帰化許可申請をする数か月前（令和6年6

月) についてはあるが、日本語での生活に問題がなかったかどうかについて、「全然なかったです」とも供述し(本人調書・31ページ)、自身が本件各処分当時までに社会生活に必要な日本語能力を身に付けていたという趣旨を述べるものと解される。

イ しかし、原告は、平成28年4月に [REDACTED] の修士課程に入学し、令和7年7月に同大学院の博士課程を卒業するまでの間、英語のみで実施される講義等を履修している。また、原告は、友人や日本人学生との交流時や [REDACTED] のアルバイト並びに同大学院でのティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、図書館及びPCルームでの仕事の際は、日本語のみならず英語及びアラビア語を使用する場面もあった旨をも供述する(本人調書・5ないし8ページ)。

こうした原告の供述によれば、そもそも、原告が日常生活で日本語を使用する場面は相当限定的であったと認められ、原告がそうした日常生活を通じて日本語能力を向上させてきたことは認められず、原告が日本において社会生活を送っていたことをもって、原告が日常生活に支障のない程度の日本語能力を習得していたとはいえない。また、高田証人が、原告が来日してから10年以上が経過した現在もなお同人に日本語を教える必要がある理由について、「やはり大学院で英語で主に勉強しているので、日本語を学ぶ機会が非常に少ないということです。それで私自身、日本語を忘れないように専門に日本語を、日本語で勉強したわけじゃないので、論文も英語で書きました。で、英語は非常に堪能になって、指導教員も驚いていらっしゃるくらいというふうに、彼自身が申しておりました」(傍点は引用者による。証人調書・11ページ) と供述していることからすると、原告が日本における社会生活において非常に堪能になるほど英語を中心に使っていたことがうかがわれるのであり、また、現在の原告の日本語能力は、依然として高田証人による教育を受けることが必要な水準にあるとい

え、日常生活に支障のない程度の日本語能力に達していないことがうかがわれる。

ウ また、原告がアルバイトとして勤務していた

日本語能力が不十分な者であっても雇用されるに至ることがあり得ることがうかがわれること（乙40）からすると、同社に採用されたからといって、原告が日常生活に支障のない程度の日本語能力を身につけているものと直ちに認めることはできない。また、原告は、当初、品物を分類する裏方作業に従事していたこと（甲73・6ページ）からすれば、採用当初の日本語能力は接客ができる程度に至っていなかったことがうかがわれるのであり、その後接客を含めレジも担当したというが（甲73・6ページ）、外国人客への対応や、顧客の求める商品の売り場の案内、レジの操作など、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していなくとも可能な事務にとどまっていた可能性もある。

原告は、引越しに際しての賃貸借契約や役所での手続においても日本語を使用して旨供述する（本人調書2、3、33及び34ページ）。しかし、上記供述を裏付ける客観的証拠はなく、その信用性をたやすく認めることはできない上、原告が日本語で説明を受けて賃貸借契約の締結等をしたと仮定しても、その際の具体的状況は不明であるから、この点を殊更に強調して、原告が日常生活に支障のない程度の日本語能力を身に付けていたと評価するのは相当でない。

エ 以上のとおり、原告の社会生活における日本語の使用状況に関する供述をもって、原告が本件各処分当時に日常生活に支障のない日本語能力を身に付けていたことを客観的に推し量ることはできない。

(3) その他の原告の供述や提出する証拠は、原告が十分な日本語の読み書き能力を有していたことを何ら裏付けないこと

ア 前記1(2)で述べたとおり、原告は、初回及び再度の帰化許可申請についての審査の過程において実施した日本語能力試験の結果、基本的な平仮名や片仮名の読み書きが十分にできておらず、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していないと判断されるなどしていたものである。

これに対して、原告の供述や日本語能力に関するものとして提出する証拠は、以下のとおり、原告が十分な日本語の読み書き能力を有していることを裏付けるに足りるものではない。

イ まず、原告は、生活の中で日本語を書く場面について、自身が3度目の帰化許可申請をする数か月前(令和6年6月)についてはあるが、「ああ、あります」(本人調書・31ページ)と供述するものの、同時期までの間における原告が生活の中で日本語を書く場面として具体的に挙げられたのは、手書きによるものかは判然とはしないものの、

PCルームでの仕事において、日本語でのレポートを作成していたこと(本人調書・5及び7ページ)のほか、高田証人が供述する、2019年に公益財団法人服部国際奨学財団の奨学金に応募した際の申請書(甲52・1ページ)及びワープロソフトを使用して作成されたものと思われる同年12月14日付けの同財団に対する礼状(甲47)のみである。しかし、当該レポートや申請書の記載内容の詳細は不明であり、当該申請書について、高田証人が「いろんなところを利用して、インターネットなどを利用して書いたのだと思います」(証人調書・4及び5ページ)と供述していることからすれば、原告の日本語能力を明らかにするものとはいえない。また、当該礼状については、原告自身が、日本語講師に誤りの指摘を受け、修正しながら作成したとする作文(甲33。前記(1)イ)や後述の帰化相談票(乙38)の記載内容と比較すると、その言い回しや表現ぶりは、原告の日本語の筆記能力の向上のみでは説明がつかないほどあまりにもかけ離れたものとなっており、その作成状況に

係る原告の供述も踏まえると（本人調書・33ページ）、原告が自身の筆記能力のみで書き上げたものとはいい難いから、原告の日本語能力を押し量ることのできるものではない。

さらに、原告は、「パソコンと携帯は簡単ですけど、自分で書くはちょっと難しいと思います。でも今はなんか携帯とパソコンで書くと、文字はもう全部覚えるし、なんか書き方も、まあ、それも難しいんですけど、契約、辞書を使ってよくやりましたんですけど、でも自分の手で書くと、文字の間違えることが多い」（本人調書・31ページ）と、手書きをすると文字の書き間違いが多いと供述していることからすれば、原告が十分な日本語の読み書き能力を有していないことがうかがわれる。この点につき補足的に述べると、文字を手書きするのとパソコンやスマートフォンで入力するのでは、前者の方が文字の形状等について求められる認識の精度が高いと考えられる上、社会生活における使用場面も異なり得るから、パソコンやスマートフォンで文字入力できるからといって、日常生活に支障のない程度に日本語を書くことができるなどと認められるものではない。

なお、原告が再度の帰化許可申請に際して作成した帰化の動機書（甲14・9ページ）には、原告の日本語による手書きの文章が記載されているところ、これは、A4判サイズの1枚に満たない分量であるにもかかわらず、書き上げるために3日間程度にわたって4、5回の書き直しをし、高田証人や原告代理人弁護士によるチェックも受けたと供述していること（本人調書・16ページ）からすれば、誤字脱字、文法や表現の誤りなどを第三者によって修正された後の記載である以上原告の日本語能力を表すものとはいえないし、その作成経緯に照らしても、この内容の文章を記載するのに上記のような過程を経なければならない程度の日本語能力しか有していないといえ、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有しているとは考え難い。

以上によれば、原告の供述や提出する証拠をもって、原告が本件各処分時までには日常生活に支障のない程度に日本語を書けるほどの能力を有していたとは認められない。

ウ　ところで、原告は、文字を書くことが苦手だったかどうかについて、甲第30号証の作成時期（平成27年9月頃）はこれを肯定する旨の供述をする（本人調書・18ページ）一方、定住支援プログラムの日本語教育を受講してからは、「普通の平仮名、片仮名は、まあ、そのとおりで、大丈夫と思うんです」（本人調書・19ページ）、「・・・苦手じゃないと思います」（同・22ページ）などと供述する。

しかし、原告が3度目の帰化許可申請に係る相談を受けるためにさいたま地方法務局に来庁した令和6年6月24日に作成した帰化相談票（乙38）によれば、原告自身の住所や帰化をしたい理由の記載について、平仮名及び片仮名の記載に複数の誤りが見受けられ、原告自身も、当該帰化相談票の一部の平仮名及び片仮名の記載に誤りがあったことを認めている（本人調書27ないし30ページ。なお、原告は当該帰化相談票を記載するに当たって、時間は余り掛けなかったものの、落ち着いて書くことができたという趣旨の供述をしている。）。帰化相談票に記載される情報は、帰化の相談に対応する職員が、当該相談事務を円滑に行うことを目的として取得しているものであって、法務大臣が帰化の許否を判断するための資料として使用されるものではないが、原告が第三者の助力や指導を受けずに作成したという点に鑑みれば、当該帰化相談票の記載は原告の日本語能力を的確に表しているものと考えことができ、当該帰化相談票における平仮名及び片仮名の記載は、令和6年6月時点においてもなお原告が平仮名及び片仮名を十分に習得していないことの証左にほかならず、これは、原告の自己評価はさておき、本件各処分当時においても、原告が基本的な平仮名や片仮名を書く能力が不十分であったことを優に推認させる。

エ 以上のほか、原告が自身の日本語能力の裏付けとして主張する事情は、概して会話能力に関するものであるところ、前記1(2)で述べたとおり、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有しているか否かの判断は、会話のみならず、文字の読み書き、文章の理解力や表現力等を総合考慮することが必要であって、この点についても、帰化の許否に係る法務大臣の広範な裁量権の範疇にあるというべきであり、日本語の会話能力に過度に依拠して、安易に帰化の条件として求められる日本語能力を押し量ることは、相当でない。

なお、原告本人尋問の結果によれば、原告は、日本語をもってその認識等を一定程度表現することができる状態にあることは否めないが、初回の帰化許可申請時の日本語能力試験から約7年3か月、再度の帰化許可申請時の3回目の日本語能力試験から約3年3か月が経過した後の状態であり、その期間内に原告の日本語能力に変化がなかった、又は、日本語能力が低下したなどの事情がない限り（原告もそのような主張はしていない。）、これをもって、本件各処分当時の原告の会話能力や理解力、表現力等を推認するのは経験則に反し相当ではない。仮に、本件各処分当時の日本語能力を推認するとしても、平易な言葉による補充質問に対して「もう1度、易しい言葉をお願いします。」と聞き取れない様子を見せ（本人調書・34ページ）、事前に準備可能な主尋問においても「洋服のところ行っては、例えば、あの、カカリとか、商品と、あとハカリ、全部聞いて、あの、値段も合わせて、全部聞いたことがありました。」と趣旨不明な回答をするなど（本人調書・3ページ）、そのほかの供述も、会話文とはいえ、日本語の文法として不自然な点が多々見られるのであって、原告が本件各処分当時において日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたことを示すものとはいえない。

オ 以上によれば、原告の供述や日本語能力に関するものとして提出する証

拠は、原告が十分な日本語の読み書き能力を有していたことを何ら裏付けるものではないというべきである。

3 高田証人の証言等をもって原告が本件各処分当時において日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたと認めることはできないこと

(1) 高田証人の陳述書及び証言を原告が本件各処分当時に日常生活に支障のない日本語能力を有していたとの評価に供するのは相当でないこと

ア 高田証人は、平成25年末頃から、CTICにおいて難民を対象として日本語を指導するボランティア活動を行っているというのである(甲52・1ページ、証人調書・1ページ)。しかし、高田証人は、英語英文学科の専任教授として、大学で英文学及びアイルランド文学を教えていたのであって(証人調書・1ページ)、日本語教師の資格を有するものでもなく、外国人に対する日本語教育の専門家とは認められない。また、高田証人が原告と初めて会ったのは平成26年1月であり(甲52・1ページ、証人調書・1ページ)、高田証人が難民への日本語指導を始めてから間もない時期であって、高田証人の日本語教育の経験が十分なものであったとはいえない。

また、高田証人は、原告の住居の賃貸借契約における緊急連絡先となったり(甲18の2・76ページ)、原告の代わりに自己の名義で携帯電話を購入するなどの支援をしているほか(証人調書9及び13ページ)、原告から「近隣等で特に仲良くしている人」(甲14・119ページ、甲18の3・210ページ)、「日本の母親的存在」(原告の令和7年9月9日付け証拠申出書)などと評されるように、日本語を指導するのみのボランティア活動の枠を超えた親密な関係にあると認められる。こうした点に照らすと、高田証人は、原告を支援する強い心情を有していることがうかがわれる。

イ こうした高田証人の外国人に対する日本語教育における専門性の程度及び経験や原告との関係性等に照らせば、その陳述書(甲52)及び証言中、原告の日本語能力又はその習得状況を高く評価する部分(証人調書3、5

及び16ページ等)は、その客観性及び的確性を限定的にみざるを得ないというべきであり、当該部分を原告が本件各処分当時において日常生活に支障ない程度の日本語能力を有していたとの評価に供するのは相当でないというべきである。

(2) 高田証人の陳述書及び証言によっても、原告は現在もなお平仮名や片仮名といった基本的な日本語の筆記が満足にできない状態にあり、本件各処分当時の日本語の筆記能力はより低い水準であったと推認されること

ア 高田証人は、原告が日本語を「書く力・・・非常に優れているとは、まだ言えないと思います。漢字なんかも、そんなによく書けないと思います」、平仮名及び片仮名の書き取りを「間違えるときも、あると思います」、「片仮名のほうが、平仮名より弱いのではないのでしょうか」、片仮名を未だに間違えることが「ありますね」などと証言をし(証人調書・11及び12ページ)、原告が「日本語をもう少しきちんと学べばよかったというふうに思っている」(証人調書・15ページ)とも証言する。

イ こうした高田証人の陳述及び証言に加え、前記2(3)ウで述べた3度目の帰化許可申請に係る帰化相談票の記載状況から明らかなように、原告は、来日して10年以上を経た現在もなお平仮名や片仮名といった基本的な日本語を満足に書くことができない状態にあるが、一度習得した平仮名や片仮名の字形があいまいになるというのは通常考え難いから、本件各処分当時における原告の筆記能力はより低い水準にあったことが推認される。

ウ 加えて、関係者の各供述は、主として原告の会話能力に着眼したもので、このことのみをもって帰化の条件として求められる日本語能力を押し量ることが相当でないことは、前記2(3)エで述べたとおりであるし、その他、原告の日本語の読み書き能力についても、原告が本件各処分時に基本的な平仮名や片仮名の読み書きが十分にできていたことを客観的に押し量ることができる程度の具体的な供述はない。

エ したがって、証人及び関係者の供述内容をみても、原告が本件各処分当時において日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたと認めることはできないというべきである。

(3) 原告の支援者の陳述書をもって、原告が本件各処分当時に日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたことを認定することはできないこと

原告は、高田証人ほか7名の陳述書（甲51ないし58）から、自身が本件各処分当時に日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたことが明らかである旨主張する（原告の令和7年9月9日付け準備書面(7)二つ目の「第2」・6ページ）。

しかし、上記各陳述書は、各人が原告と会話した際の印象を述べるものにとどまらず、概して会話能力のみについて主観的な評価を述べるにとどまり、いずれも本件各処分当時の原告の読み書きも含めた総合的な日本語能力を客観的立場から明らかにするものでなく、その内容において原告が本件各処分当時において日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたことを認めるに足りるものではない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(4) 小括

以上によれば、高田証人の証言等をもって原告が本件各処分当時において日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していたと認めることはできない。

4 日本語能力試験の採点が原告の面前で行われ、その結果が一定の得点に達していたとする原告の主張、陳述及び供述は誤りであること

(1) 原告は、2度の帰化許可申請についての審査の過程で実施された日本語能力試験について、初回の帰化許可申請時に受けた試験（平成30年10月5日実施）並びに再度の帰化許可申請時に受けた3回の日本語能力試験のうち、初回の試験（令和3年11月24日）及び2回目の試験（令和4年3月25日）には、その採点が原告の面前で行われて点数の書き込みがされ、それぞ

れ、91点、89点及び82点又は83点と評価されたと記憶している旨主張ないし陳述し（原告準備書面(4)第4の3(3)・34及び35ページ、原告準備書面(6)第4の2及び3・14及び15ページ、甲73・7ページ）、上記再度の帰化許可申請時の1回目及び2回目の試験について、当該試験を実施した担当官が試験用紙の1か所に上記の得点に係る数字を記載しているのを見た旨供述する（本人調書・23ないし26ページ、34及び35ページ）。

(2) しかし、当該日本語能力試験を実施した東京法務局民事行政部国籍課における日本語能力試験の一般的な運用として、日本語能力試験を実施する場合は、同課の事務室ではなく、国籍相談室（個室）において実施し、試験実施後、担当職員は、同相談室を退席した上で、同課の事務室内で読み書きの正誤の確認や理解力・表現力の相当性の確認（以下「正誤の確認等」という。）を行っており、その結果は申請者には開示していない。そして、こうした運用は、原告が2度の帰化許可申請に際して受けた計4回の試験（初回の帰化許可申請時の試験と再度の帰化許可申請時の試験は、それぞれ別の担当官が実施している。）当時においても同様であったものである（以上につき、乙41）。

(3) このように、原告が2度の帰化許可申請に際して受けた計4回の日本語能力試験の結果は原告に開示されていないのであるから、原告がこれを認識する余地はない。

原告が受けた日本語能力試験は、3つの大問（㉔平仮名及び片仮名の読み書きを問う問題、㉕小学校低学年レベルの簡単な文章の理解力の有無を問う問題及び㉖簡単な文章の表現力の有無を問う問題）ごとに正誤の確認等がされている。原告が試験用紙の1か所に得点に係る数字が記載されているのを見た旨と主張する再度の帰化許可申請時の1回目及び2回目の試験に係る試験用紙をみると、当該試験用紙の上記㉔及び㉕に係る大問部分については、当該試験用紙の右側の余白部分の2か所に、それぞれ分数ないしパーセントで

正答率が記載されており、上記㉔に係る大問部分には数字の記載すらなく、試験用紙の1か所に点数が記載されたなどという事実はなく（乙43の1及び2。）、3回目の試験も同様である（乙43の3）。

また、初回の帰化許可申請時の試験に係る試験用紙(㉔から㉔までの全部)においては、数字での正誤の確認等の結果を示す記載すらない（乙42）。

なお、上記各試験用紙中、欄外の余白のマスキング部分は、解答欄をはみ出した原告の解答又は正誤の記号が記載されているものである。

以上の各試験用紙の客観的状況から明らかなように、原告が日本語能力試験の合計得点を目視したなどということはありません。

(4) 以上の点から明らかなように、日本語能力試験の採点が原告の面前で行われ、点数を見たなどという原告の主張、陳述及び供述は、客観的事実に反し、事実認識を誤るものであるから、前記(1)の原告の陳述及び供述は信用することができず、原告の主張は理由がない。

なお、被告は、被告準備書面(2)第1の2(1)第2段落(2ページ)において、「原告が主張するとおり、当該試験は原告の面前で採点が行われており、原告も当該試験における自己の解答内容とその採点結果を認識していた。」と主張したが、日本語能力試験の正誤の確認等の方法とその結果に関する原告の認識に係る事実関係は以上のとおりであって、上記主張は誤りであったから、原告が当該試験における自己の解答内容を認識していたとの部分を除き、撤回する。

5 小括

以上によれば、高田証人及び原告の尋問結果を踏まえても、原告が本件各処分当時において、帰化の条件として求められる日本語能力の水準を満たしていたとは認められない。

第2 結語

以上の次第で、本件各処分について、法務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、国家賠償法1条1項適用上の違法性も認められない。よって、本件各処分の取消及び無効確認請求並びに国家賠償請求は、理由がないからいずれも棄却されるべきであり、本件各処分に係る義務付けの訴えは、不適法であるからいずれも却下されるべきである。

以 上